

すぎなみフェスタ2025 会場設営等業務事業者公募実施要領

1 すぎなみフェスタの概要と設営業者募集について

すぎなみフェスタは、「人と人、地域と地域をつなぎ、杉並を元気に」を基本理念に、平成24年度から年1回開催している区内最大級のお祭りです。

会場となっている「杉並区桃井原っぱ公園」では、農業祭など連携イベントのものを含め、多くのテント出展・出店があり、またステージパフォーマンスや、各種の催しなどが行われるなど、毎年、大変多くの来場者で賑わう人気のイベントとなっています。

令和7年（2025年）度も、同様に開催を予定しております。

このたび、すぎなみフェスタ実行委員会では、以下内容において、すぎなみフェスタにおけるステージ・出店者のテント等の設置、電源・音響等の確保及びこれらを踏まえたイベント当日の安全な運営の管理・準備・設営から撤去までの全てを担当することができる事業者を募集いたします。

事業者の選定にあたっては、価格のみによる競争ではなく、実績・遂行体制・対応力等を総合的に勘案することとし、最終的に「すぎなみフェスタ実行委員会」において、受託予定者を決定いたします。

なお、契約に際しては、最終的な出店者の数、確定した事業内容に応じ、今回の提案を踏まえた仕様内容の変更等について、別途協議を行うことといたします。

2 業務の概要

(1) 業務名

すぎなみフェスタ2025会場設営、運営管理及び撤収業務

(2) 実施場所

杉並区桃井原っぱ公園（所在地）杉並区桃井3-8-1

(3) 業務内容

別紙「作業内訳書」のとおり

(4) イベント実施日及び本業務に関する履行期間

イベント実施日は、令和7年11月8日（土）・9日（日）

なお、履行期間は契約締結日の翌日から令和6年11月10日（月）までとし、会場の設営作業は11月6日（木）、7日（金）に、撤収作業はイベント終了後から翌11月10日（月）までに行い、11月11日（火）には公園として再開できる環境を整えるとともに完全に現状復帰することを基本とします。

3 提出書類・選考方法

(1) 公募期間

令和7年3月17日（月）～令和7年4月9日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類（各6部用意してください）

提出書類	備考
参加申請書（様式1）	
会社概要及び会社沿革が分かるもの	会社で発行しているパンフレット可
収支計算書	直近の純資産・総資本・固定資産・自己資本・流動資産・当座資産・流動負債等が記載されているもの
企画案（様式2）	
実績調書（様式3）	
見積書	「作業内訳書」を参考に、現時点での見積書作成をお願いします。

(3) 提出先（下記宛郵送又はご持参願います。）

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所
地域課地域支援担当 宛
TEL 03-3312-2111（内線）3762
※地域課は、杉並区役所西棟7階です。

(4) 質問の受付及び回答

- ① 受付期限
令和7年3月26日（水）まで
- ② 質問方法
電子メールにて、件名を「すぎなみフェスタ 2025 プロポーザルに係る質問」とし、質問内容をメールに記載すること。
- ③ 質問先電子メールアドレス
web-information@sugifes.com
- ④ 回答
令和7年3月31日（月）までにメール等で回答いたします。

(5) 選考方法

本プロポーザルは二段階審査方式で実施します。

- ① 第一次審査(書類審査)
提出された企画提案書等に対し、第一次審査を実施し、第一次審査通過者を選定(第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位2～3事業者程度を予定)します。なお、第一次審査の結果は、令和7年4月下旬に、第一次審査参加事業者全てに対して通知します。

② 第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)

第一次審査通過事業者に対し、第二次審査を実施し、契約を締結する受託者候補者（配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。

(6) 選考結果

第二次審査で候補者として選定した事業者を、5月下旬に実施予定の「第1回すぎなみフェスタ実行委員会」で決定し、6月初旬に通知いたします。

4 申込条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 令和7年度（応募日現在）以前において、設営業務又はそれに類似する業務の実績を2年以上有している事業者（法人）であること。

5 その他留意事項

- (1) 参考費用 12,700,000円（税込）
※ 参考費用については、本プロポーザルの評価における目安であり、契約金額として確約するものではありません。また、令和7年度予算案が区議会で可決・成立した場合に契約を締結することとなります。
- (2) 必要となる備品や設備等の数量等については、出店者等の決定後（令和7年8月下旬に開催予定の「第2回すぎなみフェスタ実行委員会」で決定します）、改めて調整し、協議をさせていただきます。
- (3) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (4) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。